

問い合わせ先	
担当課	産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課
直通	072-228-7534
内線	3530
FAX	072-228-8816

## 堺市テレワーク導入支援補助金の受付を開始します

### - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向け 市内中小企業のテレワークをサポート -

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向けテレワークを実施する市内中小企業を応援するため、テレワークに必要な機器等の購入費用に関する補助金の受付を下記のとおり開始します。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、災害時等の事業継続、従業員の働き方改革の推進、業務の効率化や業務分担の最適化を通じた生産性向上を目的として、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施する市内中小企業を支援するものです。

#### 記

#### 1 申込期間

令和2年4月24日（金）から

※今年度予算の応募枠に達し次第受付終了となります。

#### 2 対象者

堺市の区域内に事業所を有する中小事業者

#### 3 対象経費

テレワーク導入に要する設備費（例：PC やタブレット、ソフトウェア等）

テレワーク導入検討や運営に要する委託外注費 等

※令和2年4月15日以降に発注・購入した費用が対象となります。

#### 4 対象金額等

補助金額：最大 50 万円 補助率：2/3 以内

#### 5 申請方法

交付申請書を作成の上、必要書類一式を堺市ものづくり支援課まで郵送してください。申請様式や申請手順、補助金交付までのスケジュールなど、詳しくは以下の堺市ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/telework-hozyokin.html>

# 堺市テレワーク導入支援補助金のご案内

堺市では、市内中小事業者のテレワーク導入への支援として、  
テレワーク導入に必要なテレワークPC購入費用や、  
ソフトウェアシステム導入のライセンス費用等を補助します。

## 堺市テレワーク導入支援補助金の概要

対象者	堺市の区域内に事業所を有する中小事業者
補助対象経費	・テレワーク導入に要する設備費 ・テレワーク導入検討や運営に要する委託外注費 等 ※令和2年4月15日以降に発注・購入した費用が対象となります。 (ただし、募集要領に定める要件を満たす必要があります)
補助金額等	補助金額： <b>最大50万円</b> 補助率： <b>2/3</b>
支給要件	補助対象期間内に ・テレワーク環境を整備（または強化）すること ・テレワークを3回以上利用すること
申請期間	令和2年4月24日(金)から ※今年度予算の応募枠に達し次第受付終了となります。

ご利用の流れや、補助対象経費等の詳細については裏面をご確認ください。

### お問い合わせ先

#### 【補助金について】

堺市 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課  
TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816 E-mail：monoshi@city.sakai.lg.jp  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館7階

#### 【テレワーク導入・活用について】


公益財団法人 堺市産業振興センター 経営支援課  
TEL：072-255-6700 E-mail：keiei\_shien@sakai-ipc.jp  
〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5  
HP：<https://www.sakai-ipc.jp/news/twipc.html>

## ～ご利用の流れ～

### (事前相談)

- ・テレワーク導入に先立ち、堺市産業振興センターにて導入に関する相談を受け付けています。  
HP : <https://www.sakai-ipc.jp/news/twipc.html>

### ①申請

- ・募集要領を確認の上、申請書を作成し、必要書類一式を堺市ものづくり支援課へ郵送してください。  
※申請は**原則郵送**でのみ受付します。
- ・申請書類は堺市ホームページ（下記アドレスや2次元コード）からダウンロードできます。  
<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/telework-hozyokin.html> 
- ・補助対象経費は下表を参照してください。なお、**新規・新設の経費**だけでなく、**既存の改良・増強等の経費も補助対象**となります。

補助対象経費	内容
設備費 (単価税抜10万円未満のものに限る)	【テレワーク導入に要する経費】 パソコン・タブレット端末等のハードウェア（プリンター、スキャナ等の周辺機器を含む）、通信制御機器装置（ルーター、無線LAN機器等）、ソフトウェア、設置・設定費用
委託外注費	【テレワーク導入検討や運営に要する経費】 専門家委託経費（技術コンサルティング業務等）、ソフトウェア・クラウドのサービス利用料（補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分）
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

### ②交付決定

- ・審査において、要件を満たしていることを確認した後、交付決定通知書が送付されます。

### ③事業実施～完了

- ・テレワーク環境を整備し、**3回以上の利用**を行ってください。
- ・完了後30日以内に、実績報告書を堺市ものづくり支援課へ提出してください。（原則郵送）  
※令和2年4月15日以降に発注・購入した費用のみ対象となります。（申請書に記載した費用に限る）

### ④補助金支払

- ・実績報告書をもとに補助金額を確定し通知します。通知された補助金額の支払いを請求してください。  
その後に補助金が交付されます。  
※補助金の前払い（概算払い）はありません。

### ⑤フォローアップ

- ・テレワーク導入後、堺市産業振興センターの専門家による相談窓口を活用できます。
- ・専門家からもヒアリング等を通じてフォローアップさせていただきます。

※本補助事業に関して取得した企業情報及び個人情報については、ハンズオン支援を効果的に実施するため、公益財団法人堺市産業振興センターと共有します。また、本市の産業施策の情報提供のため使わせていただくことがあります。以上の目的以外に情報を第三者に提供すること及び利用することはありません。